

該当法令	法第 22, 第 62 条
<p style="text-align: center;">県行連「屋根不燃と FRP 防水」(平成 14 年 7 月 26 日付) について</p> <p>神奈川県建築行政連絡協議会では、「屋根不燃と FRP 防水」(平成 14 年 7 月 26 日付) (以下「県行連の取扱い」) において、FRP 防水の取扱いを示してきたところである。</p> <p>一方、平成 27 年 1 月 21 日付、国土交通省住宅局建築指導課長より「平成 12 年建設省告示第 1365 号第 1 第三号における塗膜防水工法の取扱いについて (技術的助言)」が発出された。</p> <p>よって、今後の FRP 防水の取扱いについては、県行連の取扱いと共に、同技術的助言も併せて参考にされたい。</p>	
関連法令等	法第 25 条 令第 109 条の 9, 第 136 条の 2 の 2 平 12 建告第 1361 号, 第 1365 号, 平 28 国交省告第 693 号
神奈川県建築行政連絡協議会承認年月日	令和 7 年 3 月 13 日